
プロジェクト パーシャルスピンオフの会計処理

項目 第 501 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 501 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 16 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

パーシャルスピンオフの個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理について

（全般）

2. 分割会社が単に分かれただけという考え方や企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第 10 項(2)の例外的な取扱いの範囲を広げるという考え方に基づいて、パーシャルスピンオフの会計処理を検討する事務局の考え方に賛成する。
3. 連結財務諸表上の会計処理との整合性や国際的な会計基準である米国会計基準との整合性の観点から、完全子会社について子会社株式の分配を行った結果、「当該株式が子会社株式に該当しなくなる場合」を例外的な取扱いを行う対象とする案（以下「案②」という。）を採用すべきとする事務局の提案に賛成する。
4. 完全子会社について子会社株式の分配を行った結果、「当該株式が子会社株式及び関連会社株式に該当しなくなる場合」を例外的な取扱いを行う対象とする案（以下「案①」という。）については、税務との親和性があると考えられるものの、例えば 19%残して配当を行った場合など、会計上は他の要件を満たした場合に関連会社となることがあるため、必ず税会一致するとは言いえないことから、税務との親和性が案①を採る積極的な根拠とはならないと考える。
5. 案②を採用するとした事務局の提案について、現状ではあまり理屈がないように感じられる。連結財務諸表の作成実務の複雑性を回避するなどの観点から根拠づけする余地があるのではないかと考える。

6. 連結財務諸表上の会計処理の簡便さから、案②とする事務局の提案がよいようにも感じられるが、支配を喪失しない場合の会計処理に関して、連結財務諸表上、資本取引により生じた差額が損益として処理されないだけで、子会社株式は時価評価されるという理解であれば、その点では個別財務諸表上の会計処理とも整合しており、案①を採用する余地があるようにも感じられる。

(完全子会社のみを対象とすべきか否か)

7. 今回の税制改正から近々想定される実務からも、完全子会社のみを対象とする事務局の提案に同意する。
8. スケジュール的な観点から完全子会社のみを対象として検討することは理解できる一方、同じタイミングではないにしても、完全子会社以外の取引についても検討すべきと考える。
9. 日本の実務において、既存のスピンオフについて必ず新規株式公開と絡む取引になっていることを踏まえると、今後、上場子会社のスピンオフなどの議論も考えられるため、完全子会社に限定せず検討すべきと考えられる。

(その他)

10. 会計基準の改正範囲の観点から、今回のパーシャルスピンオフの会計処理の検討では、支配を喪失しない場合が対象となることは想定されないため、詳細な検討を行う必要はないのではないか。
11. 「資本取引」という用語を使用しているが、日本基準においては株主資本の科目を維持する観点からあまり使われないと理解している。「いわゆる資本取引」など表現を工夫すべきである。

以 上